全配協配置部会が法人格となり独自の動きを画策

発行:日本置き薬協会 事務局

5月16日に日本置き薬協会、日本配置販売業協会、全配協配置部会の業界三団体が、厚労大臣宛てに要望書を提出した事に対して、全配協は森政雄会長名をもって取り下げの書面を6月23日に提出した。その理由は「全配協配置部会長の誤謬により、配置部会長が連署したものであります」としており、全配協としては、要望書内容を認め難いとした。また、要望書を代替するものとして、「資質向上研修及び新配置販売業の専門家に関する当会の考え方について」とする文面が貼付されている。

こうした反目、離反の結果が生じる以前から、全配協配置部会は、大阪を除く全都道府県に組織を持つ配置販売業者団体として、配置製薬業者団体からの影響を排除し、その独自性を今後とも維持確保すべく、法人格の取得に向け準備を重ねていた。

全配協配置部会の一般社団法人化は、近く厚労省認可の法的団体とされた配置団体の日配商が解散することから、日配商に代わる法的団体として全配協配置部会の一般社団法人化が求められ、これまで、全配協配置部会・日配商合同総務委員会並びに協議会プロック会長合同会議の決議(2月1日)、全配協配置部会幹部会の決議(4月25日)を経て、最終的には配置部会の最高議決機関(総会)である臨時評議員会(6月6日)で決議されて、配置部会の一般社団法人化が最終決定され、あとは具体的な法人登記などの手続き行なうのみとなっていた。

それが、7月6日付けで法人設立登記を完了した。名称は「一般社団法人全配協医薬品配置団体連合会」で、通称は従来通りの全配協配置部会となる。役員、並びに組織構成も従来と変更なく、登記地も以前と同じ富山市。全配協全体の位置付けでも、製薬部会と同じとなる。つまり、従来の任意団体が法人格に移行したわけである。

法人の目的は、「当法人は、公平公正な負担と恩恵を預かる会運営を基本理念とし、会員の強力なる有機的な連携と関係法令の遵守により、配置薬販売業の近代化、合理化を促進し、その健全なる発展および国民の保険衛生に寄与することを目的とする」としている。

当協会としては、厚労大臣宛て要望書を共に提出した全配協配置部会が、健全な組織運営を図るため講じたこととして歓迎している。また、配置三団体の要望書は、本文冒頭の全配協の取り下げ要求を看過して、その実施に移される状況も再度出てきたと期待している。

なお、先日厚労省より発表された「既存配置販売業者の配置員の資質の向上に係わる講習等の実施状況に関する調査の結果について」は、当会はその内容を精査、並びに検討を行なっている。調査により問題が明白となった点を以下に上げる。

- 1. 無資格、未経験者が単独で第二類医薬品の対面配置販売をしている事実
- 2. 努力義務としている資質向上研修の講師と実施者に、受講者自らがなっている事実
- 3. 上記研修において、消費者等の参画と都道府県への届け出が少ない事実について。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9 TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224